

商品概要説明書

令和元年10月1日現在適用中

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> ぎふしん証券化住宅ローン 						
2. ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> 15年以上35年以内（1年単位） ※申込者が60歳以上の場合は10年以上 						
3. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> 100万円以上8,000万円以下（1万円単位） 建設費または購入費の100%以内 ※借換についても100%以内 						
4. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 お借入期間（20年以下、21年以上）に応じた利率が適用されます 融資率（9割以内、9割超）に応じた利率が適用されます ※融資率とは、建設費・購入価額に対して、「ぎふしん証券化住宅ローン」のご融資金額の占める割合をいいます。 (注)ただし、借換のために「ぎふしん証券化住宅ローン」をお申込みされる場合は、融資率が9割を超える場合でも、融資率が9割以下の金利が適用されます。 巻末の「ローン利率一覧表」記載の利率とし、ご融資時の利率が最終まで適用されます 適用金利は、お申込時の金利ではなく、融資実行時の金利となります 						
5. ご融資の条件	<ul style="list-style-type: none"> ①ご利用いただける方 <ul style="list-style-type: none"> 融資申込時の年齢が70歳未満、完済時80歳未満の方 当金庫の営業地区にお住まい、またはお勤めの方 年間収入に占める全ての借入金の年間返済額の合計の割合が、次の割合以下となっていること <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>30%</td> <td>35%</td> </tr> </table> ②お使いみち <ul style="list-style-type: none"> ご本人が所有し、かつ本人あるいは親族が居住するための住宅の建築、または新築住宅購入・中古住宅購入のための資金（セカンドハウスも可）※「保留地」の場合は店頭にお問合せください 住宅ローンの借換えにもご利用いただけます 建築確認、適合証明検査等の諸費用もご融資の対象になります ③担保 <ul style="list-style-type: none"> ご融資対象物件（土地・建物）に住宅機構が第1順位の抵当権を設定させていただきます なお、ご融資対象物件は、住宅機構が指定する物件調査機関が現場調査を行います ④保証人 <ul style="list-style-type: none"> 保証人は徴求いたしません ⑤融資対象となる住宅 <ul style="list-style-type: none"> 建設費（土地取得費を含められる場合あり）または購入価格が1億円以下（消費税を含みます） 住宅の床面積が70㎡以上（一戸建て住宅の場合）または30㎡以上（共同建て住宅の場合） 住宅の安全性、居住性、耐久性について機構の定めた基準に適合する住宅 中古住宅の場合は本件ローンの申込日から起算して2年前の日より前に竣工した住宅、または借入申込日前に人の居住の用に供したことがある住宅 	年収	400万円未満	400万円以上	基準	30%	35%
年収	400万円未満	400万円以上					
基準	30%	35%					

6. ご返済 ご返済の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元利均等返済および毎月元金均等返済 ・ いずれもボーナス返済（ご融資額の40%以内）併用が可能です
7. 事務手数料	<p>【定額型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資事務手数料として、1件につき、55,000円（消費税込み）を申し受けます <p>【定率型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資事務手数料として、融資金額×2.20%（消費税込み）を申し受けます
8. 火災保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物には火災保険にご加入いただきます。また、保険金請求権に住宅機構が第1順位の質権を設定させていただきます（土地に担保権が付かない場合のみ質権の対象となります）
9. 団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則「機構団信」の加入を条件とします（健康上の理由等によりご加入できない場合でもお申込みできます） ・ お客さまの任意で「機構団信」または「3大疾病付機構団信」のいずれかにご加入いただけます
10. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談所（9時～17時、058-265-1151）で受付けています</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談所または全国しんきん相談所（9時～17時、03-3517-5825）にお申し出ください</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談所もしくは全国しんきん相談所にお問合せください</p>
11. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご不明な個所につきましては、当金庫の本支店またはフリーダイヤル（0120-116-919）までご照会ください ・ 審査の結果、ご希望にお応えできない場合もございますので、あらかじめご了承ください ・ 店頭にて返済額を試算いたします